

指針の改正内容、留意事項等

1 趣旨関係

労働者の健康の保持増進に係る国の役割については、指針の根拠である労働安全衛生法第70条の2第1項の規定を踏まえ、削除したこと。

2 健康保持増進計画の策定関係

事業者は、健康測定や運動指導等の健康保持増進措置について、中長期的視野に立って継続的かつ計画的に行うため、健康保持増進計画を策定するように努めることとされているところであるが、同計画の策定に当たって、事業者自らが健康保持増進を積極的に推進する旨を表明すること、健康保持増進計画の目標を設定すること、当該計画の実施状況の評価及び当該計画の見直しを行うこと等を明文化したこと。

3 事業場内健康保持増進対策の推進体制の確立関係

- (1) 指針においては、望ましい健康保持増進対策の推進体制を示したものであり、事業場の状況に応じて対応困難な部分がある場合には、事業者は対応可能な部分から推進体制の整備に努めることが重要であるとしたこと。
- (2) 事業場において、衛生管理者、衛生推進者等から健康保持増進計画の総括的推進担当者（以下「推進担当者」という。）を選任し、健康保持増進計画の継続的な推進を行わせることとしたこと。
- (3) 健康保持増進措置を実施するスタッフ（産業医、運動指導担当者、運動実践担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者及び産業保健指導担当者）について、一定の要件の下、指針に記載されている役割を兼務することを可能としたこと。

4 労働者健康保持増進サービス機関等の利用関係

- (1) 労働者健康保持増進サービス機関又は運動指導専門機関（以下「労働者健康保持増進サービス機関等」という。）について、健康保持増進措置を実施するスタッフを有することを要件とすることから、健康保持増進措置を実施できる機能を有することを要件とすることに改めたこと。
- (2) 労働者健康保持増進サービス機関等を利用する場合、健康保持増進専門委員会を開催する際には、労働者健康保持増進サービス機関等の各専門スタッフの出席を求めること、又は産業医若しくは推進担当者が労働者健康保持増進サービス機関等と十分な連携をとることで健康保持増進専門委員会の機能を代替させることが望ましいこととしたこと。

5 健康保持増進措置の内容関係

- (1) 健康保持増進措置を実施するに当たっては、第一段階として産業医が中心となって労働者自身の健康認識に応じた健康づくりに関する全般的な指導を行い、これをもとに必要ながあれば第二段階として運動指導、保健指導等必要な健康指導を実施することも可能としたこと。
- (2) 健康指導の実施に当たっては、事業場の状況に応じ、必要な指導のみを行うことも可能としたこと。
- (3) 指導内容が複数の労働者に共通する場合は、当該共通部分について個別指導ではなく複数の労働者に対し斉一に指導することも可能としたこと。
- (4) 健康測定の一部について、労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づく健康診断をもって代替することも可能としたこと。また、運動機能検査については、必要に応じて実施することとしたこと。

6 個人情報の保護への配慮関係

個人情報を含む労働者の健康情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連する指針等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取扱いを図るものとしたこと。